



「君の姿は弁護士の品位を汚している」

大先輩の一言だった。情報番組で毎週コメンテーターをしていたのだが、大先輩から指摘されたのはその時の私の服装だった。

「(画面に)顔出しで法律のコメントをしていただけますか。ただ演出の関係でバーテンダーまたはお客の姿でお話しいただくこととなります」とプロデューサー(P)から伝えられて抵抗がなかったわけではない。ただ「たぶんバーテンダーではなくお客だろう」「バーテンダーの格好にしても深夜(当初は月曜午前1時から放映)だから誰も見ないだろう」と決めつけて(初回放映の翌朝同期理事者から「見たよ」との電話あり)、家族にも内緒で出演した(後に卒の友達からばれる)。テレビ局の幹部からも「本業に影響はないのでしょうか?」と心配されたが、影響があってよくないのか、影響と関係なくよくないのか分からないので続けた(後にあまりに蝶ネクタイが似合わないので変えた。写真参照)。

ではなぜ依頼を受けたのか。

私はその局のお笑い番組の制作部(バラエティ制作部という)の法律相談を数年間担当している。お笑いをお茶の間に提供することは社会に大

きく貢献をしている。健全なお笑いは安寧をもたらし、治安の安定にも影響すると思う。しかし、なぜか報道やドラマより低く見られがちだ。そもそもお笑いの世界は真剣な舞



犬塚 浩 (45期)

●Hiroshi Inuzuka

台裏の姿を見せないののでふざけていると誤解されやすい。

価値観の多様化で笑いの壺は見つけにくい。昔はバナナの皮を踏んで転べば笑ってもらえたが、今はチャンネルを変えられる。

放映の翌日に出演したタレントのマネージャーから「タレントの顔で笑いをとるな! テレビ局の工夫で笑いをとれ!」と怒鳴られる。常に視聴率がつきまとい、東京ではNHK他5つの民放が、減少したテレビ視聴者を奪い合う。テレビが娯楽の王様と言われた時代は既に遠い過去であり、

ゲームやスマホの存在に脅かされている。

番組内容に問題があればお詫びに行く(いつもポロシャツにジージャンのPが背広を着ている時は謝罪に行くときである)。そして場合によっては放送倫理・番組向上機構(BPO)の冷静且つ客観的な判断を受けることになる。

Pたちは全盛期の半分と言われる制作費の中でお茶の間に笑いを届けることに必死だ(ちなみに学歴という物差しだけで見るならば我々とほとんど変わらない)。そして出演者も含めてみんな必死で番組制作に取り組んでいる。その姿を見ているから依頼を受けた。

私は収録後放映前のビデオチェックをしている。コメントやテロップ(字幕)の中に誤りや不適切な言葉がないかをチェックする。自分が喋っている姿を見ると気持ち悪くなる。インパクトのあるコメントは副作用を伴う。放送上許容されるかどうかの判断は常に「表現の自由の制約」の中でぎりぎりの判断が求められる。

番組は4年目に入った。真剣に番組制作に取り組んでいる限りいつか評価されると思う。「弁護士の品位を汚していないか」という意識がある間は続けていいと思っている。

■

Hanamizuki

花水木

23



中川 佳代子 (61期)

●Kayoko Nakagawa

今年の9月で、弁護士登録をしてから9年目になりました。弁護士になった当初は、社会に役立つ仕事をしたいと意気込んでいたのですが、いつの間にか初心を忘れつつある自分に気が付きました。

私は、修習後、受験時代に教えていただいた先生の事務所にて約1年勤務させていただいた後、ご縁があり現在所属している個人事務所に勤務させていただいております。登録当初より現在に至るまで、いずれも経験豊富な先生の下で、その先生の企業法務、一般民事、家事等様々な分野の事件処理のやり方を学ばせていただきました。依頼者の方との面談での私の対応のまずさを指摘していただいたり、起案についても、自分の文章が全く形を留めない位修正されたりと自分の力の無さに落ち込むことも多かったのですが、経験豊富な先生から直接教えていただけたことは、私にとってかけがえのない貴重な機会であったとしみじみ感謝しています。また、委員会活動等にも当初から参加させていただきました。消費者問題対策委員会には登録1年目より現在まで所属しております。委員会の活動は、時に負

担に思うこともありますが、他の先生方から学ばせていただくことは非常に多く、そこで得た弁護士としての心構え・知識・人脈等は自分の財産となっています。

振り返ってみますと、依頼を受けた当初は八方塞がりで見当たらぬ、正義はこちらにあるのに証拠がないという案件がいくつもありました。そのような案件の依頼者の方は、ほぼ善良な方が多く、何とかしてあげたいと思い、幾重にも絡まった糸を一本一本解きほぐすように努力するのですが、時に挫けそうになることもしばしばでした。その中で、5年かかって依頼者の方にとってほぼ満足のいく結果となり解決した案件がありました。ご家族で涙を流して喜ばれるのを見て、本当に弁護士となって良かったと思うと同時に、私もまた依頼者の方に支えられていたのだと感じました。よく言われることですが、ひとは「人」と書きます。弁護士と依頼者の方も支え合って、事件解決に至るのだと思います。

また、言葉の大切さも実感しています。「言葉は一度発したら取消しができない。」と事務所の先生から折にふれ教えていただいておりますが、本当にその通

りであると思います。私の何気ない一言「使えないですね。大した証拠ではないですから。」により、依頼者の方の信頼を損なってしまったことがありました。一方で、初回の法律相談での言葉がきっかけで受任に至ったこともありました。その方は、既に3人の弁護士に法律相談をされており、どの弁護士でも同じような説明をされると思われたそうです。私自身、特に変わった説明をした覚えはありませんでしたが、後日受任となりました。調停が成立した後、その方から封書で礼状をいただきました。そこには、私だけが『辛いですね』と言ってくれました。私は、その言葉に本当に救われました。」と書かれてありました。何気ない言葉から、依頼者の方は私の心を読み取るのだと感じました。

今後も、今まで以上に困難な状況を経験すると思いますが、初心を忘れず、微力ながら社会のために貢献したいと思っております。 **■**



消費者問題対策委員会消費者法部の懇親会にて。後列左から1番目が筆者